武蔵碓氷空港・武蔵碓氷空港交通



# 武蔵碓氷空港への乗り入れ・

## 武蔵碓氷空港交通との共同運行につきまして

前略 日頃よりご利用いただきましてありがとうございます。

さて、本日時点で、多くの架空バス運行会社様から武蔵碓氷空港への乗り入れ(以下、乗り入れ)や、武蔵碓氷空港交通との共同運行(以下、共同運行)のご連絡をいただいており、非常に幸甚に存じます。

しかしながら、今日に至るまで、乗り入れや共同運行に関してのルールが定まっておらず、それらの可否の判断が曖昧になっていたことを危惧いたしましたので、3月10日に乗り入れ、共同運行の可否の判断基準を策定し、それを3月11日より適用いたします。

また、これに合わせまして、申請サイトの設置を行いますので、3月11日以降のご連絡はそちらにお願い致します。

何卒よろしくお願いいたします。

草々

記

1. 策定日:2024年3月10日
2. 適用日:2024年3月11日

3. 内 容:乗り入れについては別紙1を、共同運行については別紙2を参照

4. その他:申請サイトのリンク

以上

## 武蔵碓氷空港への乗り入れの判断基準

## 1. 策定の目的

今まで曖昧になっていた判断基準を明確にするため。

### 2. 判断基準

以下の①~⑤を考慮した上で、特に問題ないとした路線について乗り入れが可能である。

①武蔵碓氷空港交通ですでに運行している路線の競合にはならないこと。

例えば、すでに運行している川越・所沢線を別の地点経由で結ぶなどと言った路線は競合にな りうることから受け入れられない。

②武蔵碓氷空港駅から電車で最速30分以上かかること。

30分以内であった場合、電車で乗り換える回数や運賃もそれほどかからないことを鑑みると、 バスを運行するメリットがないことから受け入れられない。

なお、武蔵碓氷空港駅からの所要時間はJR岡部駅からの所要時間+6分にて求められる。

③一般に現実的であること。

停留所の数があまりにも多かったり、運行本数が多かったりするのでは、あくまで「現実的」 を目指している武蔵碓氷空港のポリシーにそぐわないため受け入れられない。詳細な判断は明 確にしない。

④双方にメリットがあること。

バスの運行会社のみにメリットがあっては、乗り入れをする意味がないので、受け入れられない。空港の利用者を増やす効果が期待できたり、周辺の利便が向上したり、運行会社の利益の向上などといった双方にメリットがあるのが重要である。

⑤過去に問題を起こしていないこと。

過去に問題を起こしている場合は、今回の乗り入れでも問題が起きる可能性が 0 ではないことを踏まえ、受け入れられない。

また、すでにご連絡を進めた場合でも問題が発覚すれば受け入れを拒否する。

なお、上記はあくまでも基準であるため、必ずしも厳守されるわけではないが、基本的には上記基準を元に 乗り入れを進めていく形になる。

#### 3. さいごに

以上を読了した上で、武蔵碓氷空港に乗り入れをご希望の架空バス運行会社様は、<u>こちらのサイト</u>から申請が可能である。

策定:2024年3月10日、適用:2024年3月11日から

## 武蔵碓氷空港交通との共同運行の判断基準

## 1. 策定の目的

今まで曖昧になっていた判断基準を明確にするため。

### 2. 判断基準

以下の①~⑤を考慮した上で、特に問題ないとした路線について共同運行が可能である。

①別紙1の「乗り入れの判断基準」の①~⑤を満たしていること。

1つでも満たしていない場合は共同運行ができない。

読み替えが必要な部分は各自読み替えの上。

②空港アクセス線で乗り換えが2回以上必要であること。

空港アクセス線は、岡部駅で高崎線に対面乗換ができ、大宮・新宿・東京・横浜方面へも抜群 の利便性というのを売りにしているため、バスで乗り換えなしで行けるとなると競合になりか ねない。そのため、武蔵碓氷空港交通でその路線を運行することはできない。

③武蔵碓氷空港交通ですでに運行している路線ではないこと。

武蔵碓氷空港交通ですでに運行している路線に参入することは、諸事情により受け入れられない。

④ダイヤ、運賃、運行開始日は予め決定させておくこと。

ご連絡いただいてから決定させると、円滑な話し合いに支障が出るため、全てではなくとも、 予め大体決定しておくこと。なお、相談などがあり決定できない場合も考慮し、この項目はそ こまで厳密に考慮するものでもない。

⑤双方の事情を考慮できること。

ダイヤの減便の必要があったり、運休の必要があったりする場合に、双方の事情の考慮ができないで一方的に物事を決定することがある場合、受け入れられない。

なお、上記はあくまでも基準であるため、必ずしも厳守されるわけではないが、基本的には上記基準を元に 共同運行を進めていく形になる。

#### 3. さいごに

以上を読了した上で、武蔵碓氷空港と共同運行をご希望の架空バス運行会社様は、<u>こちらのサイト</u>から申請が可能である。

策定:2024年3月10日、適用:2024年3月11日から